令和４年（行ウ）第１８号　埋立地用途変更・設計概要変更不承認処分に対し国土交通大臣がなした裁決の取消請求事件

原告　東恩納琢磨　ほか１７名

被告　国（処分行政庁　国土交通大臣）

原告ら第９準備書面の要旨

２０２５年５月１３日

那覇地方裁判所民事第２部合議Ａ係　御中

１　本書面では、前回期日でなされた原告適格に関する御庁の釈明について、原告らの主張を述べています。

　　なお、本書面は、必ずしも裁判所の問題意識を適切に把握・反映できていない点があるということについて、ご留意ください。

２　求釈明では、最高裁判例（２０１６（平成２８）年１２月２０日付判決）について言及がありました。

　　端的に言えば、本最判では、訴訟要件は問題となっていません。したがって、行訴法９条も、本最判では問題となっていないという前提で、埋立法に関する解釈指針が示されているに過ぎません。

　　本訴訟で本最判をそのまま引用することは、行訴法９条を無視して原告適格を判断することと等しいものとなることについて、本書面では詳細に述べています。

３　その上で、求釈明では、被告の主張を踏まえた原告らの考えについて質問がなされています。

　　ここで大切なのは、埋立行為と埋立地の利用行為は不可分一体の関係にあるという点です。すなわち、「埋立行為が止まっても、埋立地の利用は可能である」という論理は成り立つ余地がないのです。
　これは、被告も認めているし、争う余地がない点です。
　そして被告はあくまでも、沖縄県による２号要件に関する審査基準（５）及び（６）には問題がないことを前提に、「４号要件の審査をしているものではない」と主張するのであって、これらの審査基準が、４号要件の趣旨を踏まえたものであることは争っていません。

　　これらの事情を踏まえれば、仮に埋立法４条１項の２号のみが処分の根拠法規であると解したとしても、４号の趣旨である埋立地利用行為により生じる影響をも考慮すべきである、という帰結となるという点、本書面では詳細に述べています。

　　なお、仮に何らかの理由で「原告適格も埋立行為自体から生じる影響を受ける者のみに限られる」と解したとしても、原告には、辺野古大浦湾において、ダイビングやエコツーリズムを営む者がいるので、それらの者には原告適格が認められることになります。

４　原告らは、本書面において主位的主張の正当性がより際立ったものと考えておりますが、仮に裁判所の釈明の趣旨を正しく理解していなければ、原告らが有する問題点を解消する形で、再度釈明をしていただければと思います。

　　一点申し上げておきたいのは、このような原告適格論のやりとりに、いつまで、あるいはどこまで注力するか、という点です。

　　この度、被告からは６５頁にわたる大部の書面が提出されました。この度当方が提出した書面の５倍にもなる分量です。しかしながら、当方の見落としがなければ、福井教授による意見書への言及はありません。言い換えれば、福井教授の意見書に触れもせず、６５頁の書面が作成された形になります。

　　我々法曹は、三権の一翼たる司法を担っています。行政権の行使に違法がないかをチェックする権限と義務が、我々にはあります。

　　この裁判は、政治の話を法廷に持ち込んでいるのではありません。政治が決めたことが、法に則っているのかを問うている裁判です。

　　司法権を担う我々法曹は、政治が適法に行われているか、行政権の行使に違法がないか、という点にこそ、注力すべきではないでしょうか。

　　いうまでもなく、指定代理人には優秀な人材が揃っていると思います。そのような方々が、こぞって時間を費やして、６５頁の大作を、すべて原告適格論に費やしていること自体が、能力の無駄遣いとはいえないでしょうか。

　　被告国が行っていることが適法なのであれば（原告適格について主張するな、とまでは言いませんが）、訴訟要件の議論はそこそこに、国が行っていることの正当性について正面から主張されるなど、行政権の行使が適法であるか否かについて、司法権を担う我々がチェックすること、その点に注力するべきではないでしょうか。

　　昨年、原告適格を認めた高裁判決が、現在上告審に係属しています。その帰趨を見守りたいという気持ちも、分からなくはないです。
　しかし、本裁判で既に再三強調しているとおり、２０２３（令和５）年５月９日の最高裁判例で林道晴最高裁判事が補足意見で示した以下の意見について、改めて確認したいと思います。
　「第三者の原告適格については、前記のとおり、行政事件訴訟法９条２項が追加された趣旨を踏まえた適切な判断が求められるところであって、審理を担当する裁判所としては、そのような判断に必要な限度を超えた主張立証が漫然と継続されることのないよう、十分に留意すべきである」

　　この補足意見が出されてから、２年が経ちました。

　　本裁判の事件番号は、令和４年（２０２２年）です。

　　被告におかれては、それでもなお、原告適格論について、６０頁を超える主張を継続されるのか、裁判所におかれても、いつまで、どれくらい原告適格に注力されるつもりなのかについて、真摯にご検討いただきたいと考えております。

以　上